

令和6年度

後援会・PTA・手をつなぐ親の会

# 総 会 要 項

令和6年4月

土浦市立右糶小学校後援会  
土浦市立右糶小学校PTA  
土浦市立右糶小学校手をつなぐ親の会

## 右糸小学校後援会会則

- 1 名 称 この会は、右糸小学校後援会という。
- 2 事務所 この会の事務所は、右糸小学校に置く。
- 3 目 的 この会は、右糸小学校の教育施設，学校環境の整備及び児童の学習活動を助成し，学校をよりよくする。
- 4 会 員 学校に在籍する児童の保護者と本会の趣旨に賛同する人をもって組織し，会費又は賛助会費を納入した人を会員とする。
- 5 会 費 この会の会費は月額100円とする。
- 6 役 員 この会には次の役員をおく。

(1) 会 長	1 人	(5) 書 記	2 人
(2) 副 会 長	2 人	(6) 会 計	2 人
(3) 常任理事	若干名	(7) 監 査	2 人
- 7 役員を選出及び任期
  - (1) 常任理事（各地区長及びPTA会長，PTA副会長）
  - (2) 会長，副会長，書記，会計は，監査は役員会において互選する。
  - (3) 役員任期は2か年とし，再任を妨げない。
- 8 任 務
  - (1) 会長は本会を代表し，総括し，役員会の会務にあたる。
  - (2) 副会長は会長を補佐し，会長事故あるときは（死去，入院等），これを代理する。
  - (3) 常任理事及び理事は会長を補佐し，会務にあたる。
  - (4) 書記は本会の庶務を行う。
  - (5) 会計は本会の会計を行う。
  - (6) 監査は本会の会計の監査を行う。
- 9 顧 問 役員会において推薦された者を顧問とすることができる。
- 10 総 会 総会は年1回とし，会則改廃，役員改選，予算，決算，事業の計画等を決議する。また，必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 11 会 計
  - (1) 本会の経費は，会費，寄付金その他の諸収入をもってこれにあてる。
  - (2) 本会の会計年度は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

付 則 この会は昭和57年4月1日から実施する。

細 則 会費は各地区ごとに集め，事務所(学校)へ納める。

※平成29年4月22日の後援会総会により，一部訂正する。

## 令和6年度 右糸小学校後援会役員一覧（案）

役 職	氏 名	住 所
会 長	柴 田 通	3 区
副 会 長	早乙女 一 二	新 町
〃	金 丸 広 明	1 区
会 計	大 畑 良 治	団 地
〃	後 藤 和 広	学 校
書 記	小 島 美 浦 子	学 校
〃	稲 生 名 穂 子	学 校
監 査	遠 藤 繁 夫	2 区
〃	三 浦 亨 吉	4 区
常任理事	村 山 映 三	1 区
〃	遠 藤 繁 夫	2 区
〃	遠 藤 三 郎	3 区
〃	田 尻 純 雄	4 区
〃	小 口 範 男	5 区
〃	相 澤 修	団 地
〃	三 浦 憲 治	新 町
〃	大 野 勤	右糸小 P T A 会 長
〃	藤 塚 正 崇	右糸小 P T A 副 会 長
〃	塚 原 玲 子	右糸小 P T A 副 会 長
〃	塚 原 ひ と み	右糸小 P T A 副 会 長
〃	小 田 将 和	右糸小 P T A 副 会 長
〃	後 藤 和 広	学 校

## 令和5年度 後援会収支決算書

土浦市立右籾小学校

### 1 収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	付 記
会 費	240,000	233,100	-6,900	月額100円×12か月 194戸
繰 越 金	32,844	32,844	0	繰越金
雑 収 入	0	0	0	利息
合 計	272,844	265,944	-6,900	

### 2 支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	付 記
物品整備費	60,000	63,812	3,812	卒業式用鉢花・鉢皿、ヘルマーク購入品への補助
環境整備費	70,000	54,233	-15,767	手洗い場、給湯設備、鉄棒補助板、大判プリンター購入補助
研修補助費	20,000	7,486	-12,514	全国中学校研究校便覧、教育用語ハンドブック、花壇づくり講座参加費
事務費	40,000	35,000	-5,000	卒業のしおり
運営委員会費	10,000	0	-10,000	
協議会負担金	10,000	9,000	-1,000	三校連絡協議会
通信費	11,000	2,338	-8,662	ZOOM使用料
周年基金	50,000	50,000	0	周年記念事業協働基金
予備費	1,844	41,110	39,266	入学のしおり、県教育会費
合 計	272,844	262,979	-9,865	

### 3 残高の部

2,965 円は次年度へ繰り越しいたします。

### 4 監査報告

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。  
令和6年3月29日

監 査

遠藤 繁夫 

監 査

三浦 亨吉 

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月27日

右籾小学校後援会会長

柴田 通 

### 会計納入内枠

右籾一区	68,000	右籾五区	8,000
右籾二区	30,000	まりやま団地	36,000
右籾三区	54,000	まりやま新町	25,000
右籾四区	12,100		

# 令和6年度 後援会収支予算書(案)

土浦市立右粍小学校

## 1 収入の部

項 目	予 算 額	付 記
会 費	240,000	100円×12ヶ月×200人
繰 越 金	2,965	前年度繰越金
雑 収 入	0	
合 計	242,965	

## 2 支出の部

項 目	予 算 額	付 記
物 品 整 備 費	50,000	各行事物品購入・学習教材等
環 境 整 備 費	60,000	校内美化費, 施設整備用消耗品等
研 修 補 助 費	20,000	職員研修補助費・学力向上資料
事 務 費	30,000	ファイル・インク・トナー・総会資料代等
運 営 委 員 会 費	10,000	雑費
協 議 会 負 担 金	10,000	生徒指導推進協議会負担金
通 信 費	11,000	ZOOM・切手・送料代
周 年 基 金	50,000	周年記念事業協力金
予 備 費	1,965	ボランティア保険 等
合 計	242,965	

※各項目の流用を認める。

上記のとおり提案いたします。

令和6年4月27日

右粍小学校後援会会長 柴 田 通

# 土浦市立右籾小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、土浦市立右籾小学校 P T A と称し、事務所を土浦市立右籾小学校に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭・学校、及び、社会における児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

- 1 父母と教職員が協力して、学校及び家庭における教育の理解と振興に努める。
- 2 児童が積極的かつ活発な活動ができる教育環境の改善充実を図る。
- 3 児童の校外における生活指導及び環境整備に努める。
- 4 その他、目的達成のため会員相互の学習及び必要な活動等を行う。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体並びに機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
- 3 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、又は、干渉も受けない。
- 4 学校の管理、及び、教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- 1 土浦市立右籾小学校に在籍する児童の父母、又は、これに代わる者
- 2 土浦市立右籾小学校の校長、及び、教職員
- 3 土浦市立右籾小学校の学区内に在住し、本会の主旨に賛同するもので運営委員会が決定した者

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。  
会費は月額 330 円とする。また、1 年分を全納することもできる。  
但し、転出者については払い戻しを行う。

第 7 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第 5 章 経 理

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入によって支弁さ

れる。

但し、寄附金については、運営委員会の承認を必要とする。

第 9 条 本会の経理は、総会において議決された予算案に基づいて執行されなければならない。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 6 章 本 部 役 員

第 12 条 本会の本部役員は、原則として次のとおりとする。

- 1 会長 副会長 書記 会計 会計監査を置き、細則に基づき構成する。
- 2 本部役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 本部役員に欠員を生じた場合は、運営委員会により推薦補充する。
- 4 会長の推薦により顧問を置くことができる。

第 13 条 本部役員は本部役員候補指名委員会において推薦するものとする。

- 2 本部役員候補指名委員会構成は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 各町内から1人（各町内で互選されたもの）
  - (2) 運営委員会から3人
- 3 会長候補は、原則として本部役員候補指名委員以外から選出する。
- 4 本部役員候補指名委員会は、本部役員を指名し、総会において会員に知らせ、承認を求めるものとする。
- 5 本部役員の就任は、本部役員候補指名委員会の推薦に基づき、総会において決定する。
- 6 本部役員候補指名委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 14 条 会長は本会を代表し、会を統括する。

- 2 会長は、総会及び運営委員会を招集する。
- 3 会長は、他の本部役員及び校長の意見を聞いて、常任委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。
- 4 会長は、本部役員候補指名委員会、会計監査の集合を除くすべての集会に出席し意見を述べることができる。

第 15 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 16 条 書記は、次の職務を行う。

- 1 総会、及び、運営委員会の議事、並びに、本会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。

第 17 条 会計は、次の職務を行う。

- 1 総会で決定された予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

- 2 定期総会において、会計監査の監査を経た決算報告をする。
  - 3 本会の財産を管理する。
  - 4 予算立案について、協力する。
- 第 18 条 会計監査は、次の職務を行う。
- 1 必要に応じ、会計監査を行う。
  - 2 定期総会において、監査の状況を報告する。

## 第 7 章 総 会

- 第 19 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第 20 条 総会は、原則として4月に開催する。但し、会長、又は、運営委員会が必要と認めたときは臨時に総会を開くことができる。
- 第 21 条 総会の定足数は、会員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数を必要とする。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第 22 条 総会の承認及び議決事項は、次のとおりとする。
- 1 事業報告及び決算の承認
  - 2 事業計画及び収支予算の審議決定
  - 3 規約の改正
  - 4 本部役員の承認決定
  - 5 運営委員会の必要と認められた事項
  - 6 その他必要と認められた事項

## 第 8 章 運営委員会

- 第 23 条 運営委員会は、校長、本部役員、常任委員会の委員長並びに地区校外委員（各地区1人）（特別委員会のある場合は、その委員長）をもって構成する。
- 第 24 条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、各種委員会の権限以外の必要事項を審議決定し、かつ、常任委員会と連絡調整を図り、本会の全般の企画にあたる。
- 2 運営委員会の定足数は委員の2分の1以上とし、議決は出席者の過半数を必要とする。
  - 3 運営委員会の審議事項は、次のとおりとする。
    - (1) 総会に提出する議案の審議
    - (2) 特別委員会の設置
    - (3) 本部役員の欠員補充（任期は前任者の残任期間とする。但し、会長欠員の場合は、副会長が昇格する。）
    - (4) その他、必要と認められた（本部役員等）事項の審議
  - 4 運営委員会の開催に当たってはP T A会員の傍聴を妨げないものとする。

## 第 9 章 常任委員会

- 第 25 条 本会の活動に必要な事項についての調査、研究、立案するために常任委員

会を置く。

2 常任委員会について必要な事項は、細則で定める。

#### 第 10 章 そ の 他

第 26 条 本会の運営に関し必要な事項は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

2 運営委員会は、細則を制定し、又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

#### 第 11 章 改 正

第 27 条 この規約は、総会、又は、臨時総会において改正することができる。

#### 付 則

この規約は、昭和54年5月13日から施行する。

- ※ 平成元年 4月16日に一部改正する。
- ※ 平成2年 4月22日に一部改正する。
- ※ 平成4年 4月25日に一部改正する。
- ※ 平成5年 4月25日に一部改正する。
- ※ 平成5年11月 6日に一部改正する。
- ※ 平成8年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成9年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成10年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成16年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成17年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成20年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成22年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成24年 4月29日に一部改正する。
- ※ 平成25年 4月27日に一部改正する。
- ※ 平成26年 4月26日に一部改正する。
- ※ 平成29年 4月22日に一部改正する。
- ※ 令和6年 4月27日に一部改正する。

## 細 則

### 第 1 章 常任委員会

- 第 1 条 規約第 9 章 25 条に基づき、次の常任委員会を置く。  
また、各常任委員会の開催に当たっては、P T A 会員の傍聴を妨げないものとする。
- 1 本部役員会
  - 2 地区校外委員会
  - 3 広報委員会
  - 4 厚生委員会
  - 5 学年学級委員会
- 第 2 条 特別委員会は運営委員会の決議を経て、会長の委嘱により構成し、その任務を終了したときに解散する。
- 第 3 条 各委員会に委員の互選により委員長 1 人（父母）、副委員長 1～2 人（父母）を置く。
- 1 会長と連携の上、委員会を招集し、会の運営をはかる。
  - 2 委員長不在のときは、副委員長が代行する。
  - 3 委員会の定足数は 2 分の 1 以上とし、議決は出席者の過半数とする。
  - 4 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 第 4 条 本部役員会は、以下の本部役員をもって構成し、次の事項を行うものとする。  
会長 1 人（保護者）、副会長 4 人～（保護者 3 人～、教頭 1 人）、書記 2 人～（保護者 1 人～、教員 1 人）、会計 2 人（保護者 1 人、教職員 1 人）、会計監査 2 人（保護者）
- 1 本部活動に関する事業の立案及び推進活動
  - 2 年度予算の立案
  - 3 総会提出資料の立案
  - 4 顧問は、会長の求めに応じて意見を述べることができる。
- 第 5 条 地区校外委員会は、原則として各地区から選出された委員 1 人、及び、地区担当教員をもって構成し、次の事項を行う。
- 1 各地区における本会事業の主旨、普及、徹底に関すること
  - 2 会員相互の連絡と親睦に関すること
  - 3 児童の交通安全や不良化防止のための校外指導に関すること
  - 4 その他、地区 P T A 的活動に関すること
- 第 6 条 広報委員会は、原則として 2 年～6 年の学年から選出された委員 6～8 人、及び、教員若干名をもって構成し、次の事項を行う。
- 1 広報紙の発行に関すること
  - 2 その他、広報に関すること
- 第 7 条 厚生委員会は、原則として 2 年～6 年の学年から選出された委員 6～8 人、及び、教員若干名をもって構成し、次の事項を行う。
- 1 家庭、地域及び学校における保健活動に関すること
  - 2 学校環境の整理諸手続きに関すること

- 3 その他，福利，厚生に関すること
- 第 8 条 学年学級委員会は，原則として1年～6年の各クラスから選出された委員2人，及び，教員若干名をもって構成し，次の事項を行う。
- 1 通信の伝達，その他各常任委員会の活動の協力
  - 2 各学級，各学年単位の集会運営に関すること
  - 3 その他，学年学級に関すること
- 第 9 条 家庭教育学級は，P T A会員をもって構成する。但し，その学習内容については，学級開設後に決定する。
- 第 10 条 特別委員会の細部は，運営委員会においてその都度決定する。
- 第 11 条 この細則は，運営委員会において出席者の過半数の賛成によって，改正することができる。
- 2 改正事項については，次期総会に報告するものとする。

#### 付 則

この細則は，昭和54年5月13日から適用する。

- ※ 平成 元年 3月 4日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成 5年 3月 6日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成 5年 9月 4日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成 6年 3月19日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成 9年 3月19日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成10年 3月19日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成11年 3月20日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成16年 3月27日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成17年 2月22日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成20年 2月29日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成22年 2月26日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成24年 2月23日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成25年 3月21日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成27年11月 7日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成28年11月 5日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 平成30年 2月23日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 令和 4年 5月14日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 令和 5年 2月17日の運営委員会により一部変更する。
- ※ 令和 6年 2月16日の運営委員会により一部変更する。

## P T A 慶 弔 規 程

- 第 1 条 土浦市立右廻小学校の慶弔は、この規程による。
- 第 2 条 この規程により支出される金額は、P T A 会費の一部を充てる。
- 第 3 条 この規程による支出する慶弔金は餞別金、見舞金、慶事金、及び、弔慰金とする。
- 第 4 条 この規程により慶弔金を受けた会員は、その返礼はしないものとする。  
教職員を除く会員が災害を受けたとき、又は、死亡したときは、次に掲げる見舞金、又は、弔慰金をおくる。
- 1 居宅火災見舞金 5,000円
  - 2 その他災害の場合は、災害の程度により会長が認めた金額
  - 3 死亡したとき 10,000円
- 第 5 条 会員のうち教職員に対する慶弔金は、次に掲げる額とする。
- 1 餞 別 1 か年以上 10,000円と記念品  
1 年未満 5,000円と記念品
  - 2 見舞金 ア 1 か月以上の入院 5,000円  
イ 居宅火災の場合 5,000円  
ウ その他の災害の場合（その都度協議）
  - 3 慶事金 ア 結婚祝 5,000円  
イ 出産祝 5,000円
  - 4 弔慰金 ア 本人及び配偶者（本人10,000円  
配偶者5,000円 ほか 花輪又は盛かご）  
イ 本人の父母のとき 5,000円
- 第 6 条 児童が傷病を受けたとき、又は、死亡したときは、次に掲げる見舞金、又は、弔慰金をおくる。
- 1 児童が1か月以上入院したとき 5,000円
  - 2 死亡したとき 10,000円
- 第 7 条 その他特別の事項については、その都度役員が協議して定める。
- 第 8 条 この規程は、運営委員会の承認を得て変更するものとする。
- 2 改正事項については、次期総会に報告するものとする。
- 付 則 この規程は、昭和54年4月18日から適用する。
- ※ 昭和57年4月10日の運営委員会により変更する。
  - ※ 昭和61年3月14日の運営委員会により変更する。
  - ※ 平成8年3月16日の運営委員会により変更する。
  - ※ 平成20年2月29日の運営委員会により変更する。
  - ※ 令和5年2月17日の運営委員会により変更する。

# P T A 表 彰 規 程

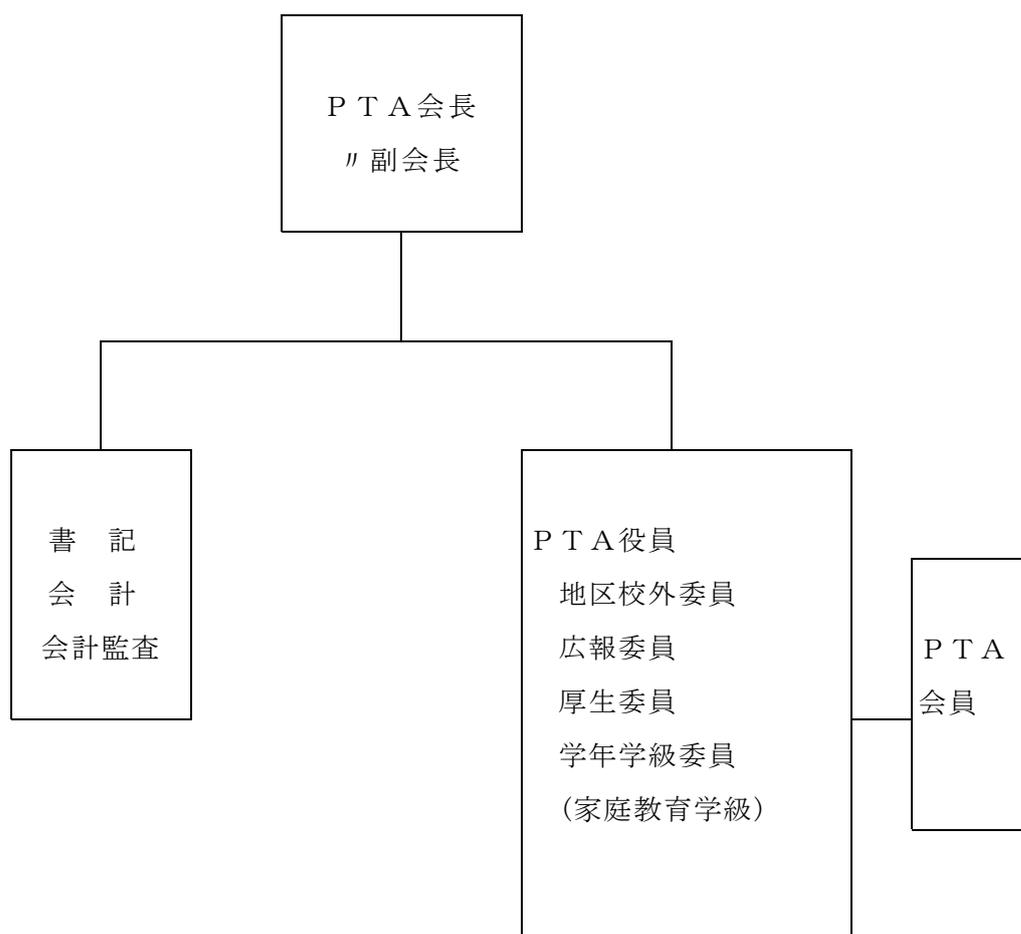
土浦市立右叡小学校

- 第 1 条 土浦市立右叡小学校の表彰は、この規程による。
- 第 2 条 この規程により表彰を受けるものは、次のとおりとする。
- 1 運営委員として2年以上連続して勤務し、功績のあった者
  - 2 本会の発展、及び、目的達成に特に功労があった者
- 第 3 条 前条第2項については、運営委員の申し出により本部役員会の承認を得て決定する。
- 第 4 条 表彰は、退任時、又は、総会時に会長、又は、校長から感謝状、又は、記念品を送る。
- 第 5 条 その他、特別の場合については本部役員会で協議し定める。
- 第 6 条 この規程は運営委員会の承認を得て変更するものとする。
- 2 改正事項については、次期総会に報告するものとする。

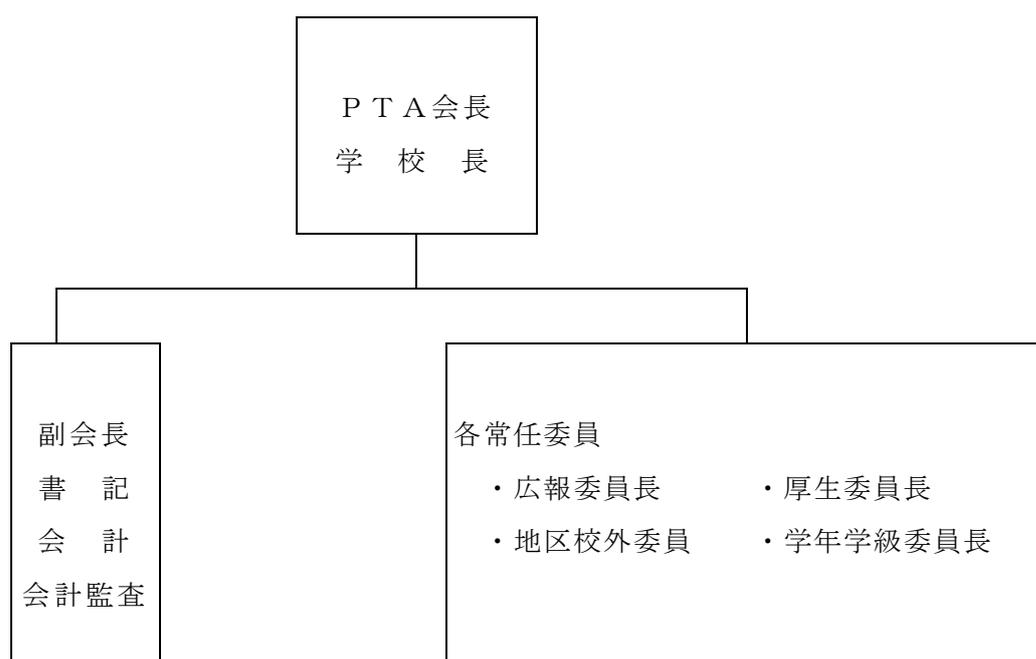
付 則 この規程は昭和57年4月10日から施行する。

※ 平成8年3月16日の運営委員会により変更する。

## 土浦市立右籾小学校 P T A 組織図



## 運 営 委 員 会 組 織 図



<令和5年>

4月

- ・入学式
- ・学年学級新役員顔合わせ・引き継ぎ
- ・P T Aオンライン総会
- ・令和4年度第7回P T A本部会
- ・地区校外委員会 自転車点検
- ・令和4年度市P連第10回役員会

5月

- ・厚生委員会
- ・家庭教育学級 説明会
- ・第1回P T A本部会・運営委員会
- ・令和5年度市P連第1回役員会
- ・令和5年度市P連総会

6月

- ・厚生委員会
- ・広報委員会
- ・地区校外委員会 危険箇所点検・調査
- ・前期学校保健委員会
- ・市P連第2回役員会

7月

- ・第2回P T A本部会
- ・広報委員会
- ・厚生委員会
- ・地区校外委員会 校外巡視
- ・授業参観・学年懇談会
- ・六中地区生徒指導推進委員会
- ・市P連第3回役員会

8月

- ・厚生委員会
- ・市P連指導者研修会・子育てネットワーク委員会
- ・県南地区P T A・子育てネットワーク委員会合同研修会
- ・市P連第4回役員会

9月

- ・臨時本部会
- ・広報委員会
- ・厚生委員会
- ・第3回P T A本部会・第2回運営委員会
- ・1・2年生親子の集い
- ・3年生親子の集い
- ・5年生親子の集い
- ・広報委員会「わかば119号」発行
- ・市P連第5回役員会

## 10月

- ・六中地区挨拶運動
- ・厚生委員会
- ・4年生親子の集い
- ・市P連第6回役員会
- ・市P連ミュージックフェス土浦 2023

## 11月

- ・第4回PTA本部会・第3回運営委員会
- ・PTA主催行事スーパー右小ブラザーズ
- ・6年生親子の集い
- ・市P連第7回役員会

## <令和6年>

### 1月

- ・六中地区挨拶運動
- ・第2回土浦子育てネットワーク委員会参加
- ・広報委員会
- ・市P連第8回役員会

### 2月

- ・広報委員会
- ・学年末PTA
- ・第5回PTA本部会・第4回運営委員会
- ・5年生親子の集い
- ・青少年健全育成茨城県推進大会参加

### 3月

- ・広報委員会「わかば120号」発行
- ・PTA会計監査
- ・常任委員新役員顔合わせ・引き継ぎ
- ・地区校外委員会 次年度登校班編成
- ・卒業式
- ・市P連第9回役員会

### 4月

- ・入学式
- ・学年学級新役員顔合わせ・引き継ぎ
- ・第6回本部会
- ・令和6年度PTAオンライン総会
- ・市P連第10回役員会

令和6年度 P T A本部役員(案)

役 職	氏 名		地 区	学 年	児 童 名
P 会 長	大 野 勤	新任	3 区	2	絡 翔
副 会 長	藤 塚 正 崇	新任	団 地	6	沙 来
副 会 長	塚 原 玲 子	留任	1 区	3	涼
副 会 長	塚 原 ひ と み	新任	1 区	4	ひかり
副 会 長	小 田 将 和	新任	4 区	2	千 隼
副 会 長	後 藤 和 広	学 校			
会 計	菅 井 歩 美	留任	3 区	2	蓮 仁
会 計	稲 生 名 穂 子	学 校			
監 査	黒 澤 明 子	留任	1 区	5	龍 史
監 査	後 藤 礼 美	留任	2 区	3	想 美
書 記	太 田 恵 美 子	新任	3 区	4	陽 菜
書 記	小 島 美 浦 子	学 校			
顧 問	金 子 舞 子	新任	3 区	1	士 恩

令和6年度 PTA 事業計画(案)

※ 各委員会の会議については、別途委員会ごとに実施します。

月	学校行事	本部行事	地区校外委員会	広報委員会	厚生委員会	学年学級委員会	家庭教育学級(1・2年)
4	新任式・始業式 入学式 避難訓練 1年生を迎える会 授業参観・PTA総会	PTA学年学級委員補助 PTA総会 PTA本部会	自転車点検			PTA学年学級委員会 正副委員長選出・引継 親子の集い内容日時検討	正副委員長選出・引継 家庭教育学級生募集
5	内科検診 遠足(5年) 引渡訓練	PTA本部会 運営委員会	運営委員会	運営委員会 発行内容の検討	運営委員会	運営委員会	運営委員会 家庭教育学級開級式
6	創立記念日(6/2) 宿泊(6年) 遠足(4年)						
7	夏休み前集会 個別面談	PTA本部会	巡回指導				
8							
9	夏休み明け集会 校外学習(6年) 遠足(3年)	PTA本部会 運営委員会	運営委員会	運営委員会 わかば発行(前期)	運営委員会	運営委員会	
10	PTA奉仕作業 遠足(1,2年) 校外学習(4年) スポーツフェスティバル 就学時健康診断	PTA奉仕作業	PTA奉仕作業	PTA奉仕作業	PTA奉仕作業	PTA奉仕作業	
11	校外学習(5年) 授業参観 PTA主催行事	PTA本部会 運営委員会 PTA主催行事	運営委員会 PTA主催行事手伝い	運営委員会 PTA主催行事手伝い	運営委員会 PTA主催行事	運営委員会 PTA主催行事手伝い	
12	六中地区合同学習 冬休み前集会						
1	冬休み明け集会 校外学習(3年) 新入生説明会		巡回指導				
2	授業参観	PTA本部会 運営委員会	運営委員会 新登校班編制	運営委員会	運営委員会	運営委員会	家庭教育学級閉級式
3	6年生を送る会 卒業式前期課程修了式 修了式	常任委員役員引継補助	正副委員長選出 引継	わかば発行(後期) 正副委員長選出 選出・引継	正副委員長選出 選出・引継		

## 常任委員会の活動内容

<p>本部役員会</p>	<p>運営委員会，本部会の出席，奉仕作業，市民体育祭，PTA行事の手伝い，諸活動に関する事業の立案及び推進，年度予算の立案，総会提出資料の立案，市P連指導者研修会，子育てネットワーク（土浦市及び茨城県県南） など</p>
<p>地区校外委員会</p>	<p>学校と地区のパイプ役，本部役員候補指名委員会，「110番の家」更新対応（2年に1回），運営委員会出席，六中地区生徒指導推進協議会出席，各地区の自転車点検，危険箇所の確認，新登校班編成，校外巡視，PTA行事の手伝い など</p>
<p>広報委員会</p>	<p>広報紙の発行（行事の取材，写真撮影など），印刷業者とのやりとり，PTA行事の手伝い など</p>
<p>厚生委員会</p>	<p>PTA行事の主催 奉仕作業 など</p>
<p>学年学級委員会  (家庭教育学級)</p>	<p>親子の集い（学習支援や親子交流集会等）の企画運営，家庭教育学級の企画・運営 研修視察 PTA行事の手伝い 学校保健委員会出席(年2回)など</p>



## 令和5年度 P T A 収支決算書

土浦市立右廻小学校 P T A

### 1 収入の部

項		節	本年度予算①	本年度決算②	増減②-①	付記
会費	保護者	保 護 者	803,880	795,630	△ 8,250	330円×2411口
	職員	職 員	79,200	78,540	△ 660	330円×19人×12ヶ月
繰越金	繰越金	繰 越 金	8,701	8,701	0	
雑収入	雑収入	雑 収 入	2	0	△ 2	利息
合 計			891,783	882,871	△ 8,912	

### 2 支出の部

項	目	節	本年度予算①	本年度決算②	増減②-①	付記
運営費	総会費	総 会 費	25,000	13,974	△ 11,026	総会資料
	需用費	需 用 費	30,000	38,545	8,545	
活動費	委員会活動費	本部会費	50,000	69,303	19,303	交通費・会議費
		運営委員会費	0	36,669	36,669	
		地区・校外委員会費	33,000	18,456	△ 14,544	自転車点検謝礼他
		広報委員会費	280,000	176,000	△ 104,000	広報誌わかば
		厚生委員会費	30,000	22,922	△ 7,078	
		学年学級委員会費 (ベルマーク)	30,000	3,520	△ 26,480	
		研修費	50,000	43,880	△ 6,120	
福祉費	児童奨励費	250,000	98,190	△ 151,810	児童各種活動補助	
慶弔費	慶弔費	慶 弔 費	120,000	122,200	2,200	香料・祝金・饞別
負担金	負担金	負 担 金	320,000	181,475	△ 138,525	P連負担金・PTA保険 インターネットバンキング 使用料
積立金	積立金	子 供 1 1 0 番 基 金	0	0	0	
予備費	予備費	予 備 費	50,000	0	△ 50,000	予備費
合 計			1,268,000	825,134	△ 442,866	

### 3 残高の部

残金 57,737 円は次年度へ繰り越します。

### 4 監査結果

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年3月29日

会計監査 藤塚 正崇

会計監査 松浦 健一



上記のとおり決算報告いたします。

令和6年4月27日

土浦市立右廻小学校 P T A 会長 小室 亜季



## 令和6年度 P T A 収支予算書 (案)

土浦市立右靱小学校 P T A

### 1 収入の部

項		節	前年度予算①	本年度予算②	増減②-①	付 記
会 費	保護者	保 護 者	803,880	752,400	△ 51,480	330円×12月×180名
	職 員	職 員	79,200	79,200	0	330円×12月×20名
繰越金	繰越金	繰 越 金	8,701	57,737	49,036	
雑収入	雑収入	雑 収 入	2	0	△ 2	利息 他
合 計			891,783	889,337	△ 2,446	

### 2 支出の部

項	目	節	前年度予算①	本年度予算②	増減②-①	付 記
運営費	総会費	総 会 費	25,000	25,000	0	総会資料
	需用費	需 用 費	30,000	40,000	10,000	封筒・用紙
活動費	委員会活動費	本部会費	50,000	50,000	0	交通費・会議費等
		運営委員会費	0	0	0	
		地区・校外委員会費	33,000	20,000	△ 13,000	自転車点検, 謝礼等
		広報委員会費	280,000	220,000	△ 60,000	広報誌発行
		厚生委員会費	30,000	30,000	0	ベルマーク諸費
		学年学級委員会費 (家庭教育学級)	30,000 0	4,000 0	△ 26,000 0	学年学級活動補助
		研修費	研 修 費	50,000	50,000	0
	福祉費	児 童 奨 励 費	250,000	100,000	△ 150,000	児童各種活動補助
慶弔費	慶弔費	慶 弔 費	120,000	120,000	0	香料・祝金・餞別
負担金	負担金	負 担 金	320,000	200,000	△ 120,000	P連負担金 保険加入料 インターネットバンキング使用料
積立金	積立金	子 供 1 1 0 番 基 金	0	0	0	子ども安全パトロール
予備費	予備費	予 備 費	50,000	30,000	△ 20,000	予備費
合 計			1,268,000	889,000	△ 379,000	

※ 各項目の流用を認める。

上記のとおり提案いたします。

令 和 6 年 4 月 27 日

土浦市立右靱小学校 P T A 会長 大野 勤

## 土浦市立右朶小学校手をつなぐ親の会会則

- 1 名 称 本会は土浦市立右朶小学校手をつなぐ親の会という。
- 2 趣 旨 本会は心身に障害のある子を守り，その福祉を図るとともに，一般社会の心身に障害のある子に対する理解と保護の念を啓発することを目的とする。
- 3 事 務 所 土浦市立右朶小学校に置く。
- 4 運動目標
- 心身に障害のある子どもの教育と経済的措置
  - 心身に障害のある子どもの社会的啓発
  - 心身に障害のある子どもの教育施設と福祉施設の拡充
  - 心身に障害のある子どもの人権尊重のための社会的啓発
  - 心身に障害のある子どもの生活指導の推進
  - 会員相互の親睦と研究
  - 関係行政機関並びに諸団体との連絡調整
  - その他，この会の目的を達成するために必要と認める事業
- 5 組 織
- 本会は右朶小学校を中心とした次のような会員によって組織する。会員は，本会の趣旨に賛同なさる方とする。
- 6 役 員
- 本会の役員の構成は，以下のとおりとする。
- 会長：右朶小学校後援会会長，副会長：右朶小学校 PTA 会長，書記：右朶小学校 PTA 書記、会計監査：右朶小学校 PTA 会計監査。
- なお、必要により理事を置くことができる。理事の任期は1年とし重任を妨げない。
- 7 集 会
- 総会は年1回とし，予算決議の審議，役員の変更を行う。ただし，必要に応じて臨時に開くことができる。
  - 理事会を随時開くことができる。
- 8 経 費
- 会費は年額1口50円以上とする。
  - その他の寄付金品，事業にともなう諸収入。
  - 本会の会計は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 付 則 この会は，昭和54年5月13日から実施する。
- ※ 平成29年 4月22日に一部改正する。

# 令和5年度 手をつなぐ親の会后収支決算書

土浦市立右粍小学校

## 1 収入の部

項目	決算額	付記
会費	98,150	月額50円×1963戸
繰越金	20,954	繰越金
その他	0	
合計	119,104	

## 2 支出の部

項目	決算額	付記
消耗品費	4,668	折り紙,木製コマ
備品費	17,919	知能検査備品
活動費	41,619	作品展制作,ドッジボール等
事務費	21,250	ノート,指導書
その他	690	負担金
合計	86,146	

## 3 残高の部

32,958 円は次年度へ繰り越しいたします。

## 4 監査報告

監査の結果, 上記のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月29日

PTA 会計監査 藤塚 正崇 

PTA 会計監査 松浦 健一 

上記のとおり報告いたします。

令和6年4月27日

右粍小学校PTA 会長 小室 亜季 